

Ⅲ 乳児家庭全戸訪問事業

1. 実施の有無（平成23年7月1日現在）

乳児家庭全戸訪問事業を実施している市区町村は、全国1,747市区町村のうち、1,613か所（92.3%）であり、前年度と比較すると3.1ポイントの増加であった。

表Ⅲ－1 都道府県ごとの乳児家庭全戸訪問事業の実施状況（平成23年7月1日現在）

	市区町村数	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん 事業）			市区町村数	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん 事業）	
		実施市区 町村数	実施率			実施市区 町村数	実施率
北海道	179	161	89.9%	滋賀県	19	18	94.7%
青森県	40	32	80.0%	京都府	26	21	80.8%
岩手県	34	33	97.1%	大阪府	43	40	93.0%
宮城県	35	35	100.0%	兵庫県	41	41	100.0%
秋田県	25	23	92.0%	奈良県	39	35	89.7%
山形県	35	35	100.0%	和歌山県	30	29	96.7%
福島県	59	49	83.1%	鳥取県	19	19	100.0%
茨城県	44	44	100.0%	島根県	21	21	100.0%
栃木県	27	27	100.0%	岡山県	27	27	100.0%
群馬県	35	33	94.3%	広島県	23	23	100.0%
埼玉県	64	62	96.9%	山口県	19	19	100.0%
千葉県	54	45	83.3%	徳島県	24	24	100.0%
東京都	62	49	79.0%	香川県	17	17	100.0%
神奈川県	33	30	90.9%	愛媛県	20	18	90.0%
新潟県	30	30	100.0%	高知県	34	21	61.8%
富山県	15	15	100.0%	福岡県	60	60	100.0%
石川県	19	19	100.0%	佐賀県	20	20	100.0%
福井県	17	17	100.0%	長崎県	21	21	100.0%
山梨県	27	27	100.0%	熊本県	45	41	91.1%
長野県	77	68	88.3%	大分県	18	17	94.4%
岐阜県	42	42	100.0%	宮崎県	26	20	76.9%
静岡県	35	35	100.0%	鹿児島県	43	29	67.4%
愛知県	54	52	96.3%	沖縄県	41	41	100.0%
三重県	29	28	96.6%	全国計	1,747	1,613	92.3%
				平成22年度	1,750	1,561	89.2%

※各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

2. 未実施の状況（平成 23 年 7 月 1 日現在。東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県及び福島県）の市町村は除く。）

（1）実施していない理由

乳児家庭全戸訪問事業を実施していない 123 か所の市区町村における実施していない理由（複数回答）は、「母子保健法に基づく訪問事業で対応可能である」（61%）が最も多く、次いで、「乳児家庭全戸訪問事業以外の同様の事業を既に実施している」（36.6%）、「訪問者が足りない」（19.5%）であった。

表Ⅲ－2 乳児家庭全戸訪問事業を実施していない理由（複数回答）（平成 23 年 7 月 1 日現在）

区分	市区町村数	比率
母子保健法に基づく訪問事業で対応可能である	75	61.0%
乳児家庭全戸訪問事業以外の同様の事業を既に実施している	45	36.6%
訪問者が足りない	24	19.5%
その他	20	16.3%
予算が足りない	9	7.3%
対象者(家庭)が少ない	7	5.7%
対象者(家庭)がいない	3	2.4%
事業の実施方法がわからない	2	1.6%

（2）今後の予定

乳児家庭全戸訪問事業を実施していない市区町村の今後の予定は、86 か所で実施の予定がなく、残りの 37 か所は、「平成 23 年 7 月 2 日以降に実施」あるいは「平成 24 年度に実施予定」であった。

表Ⅲ－3 乳児家庭全戸訪問事業の今後の予定（平成 23 年 7 月 1 日現在）

区分	市区町村数	比率
平成23年7月2日以降に実施した	14	11.4%
平成24年度に実施予定	23	18.7%
実施予定はない	86	69.9%
合計	123	100.0%

3. 実施状況（平成23年7月1日現在。東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県及び福島県）の市町村は除く。）

(1) 担当する部署

乳児家庭全戸訪問事業を実施している1,496か所の市区町村のうち、本事業を所管する部署は、「母子保健担当部署」が最も多かった（72.0%）。

表Ⅲ－4 乳児家庭全戸訪問事業を所管する部署（平成23年7月1日現在）

区分	市区町村数	比率
母子保健担当部署	1077	72.0%
母子保健と児童福祉の両方を所管する部署	252	16.8%
児童福祉担当部署	145	9.7%
その他	22	1.5%
合計	1496	100.0%

(2) 委託の状況

乳児家庭全戸訪問事業の委託については、「委託していない」市区町村が多かった（77.4%）。「委託している」又は「一部委託している」市区町村の委託先は、「個人」（54.7%）が多かった。

表Ⅲ－5 乳児家庭全戸訪問事業の委託の有無（平成23年7月1日現在）

区分	市区町村数	比率
委託していない	1158	77.4%
一部委託している	252	16.8%
委託している	86	5.7%
合計	1496	100.0%

表Ⅲ－6 乳児家庭全戸訪問事業の委託先の種別（平成23年7月1日現在）

区分	市区町村数	比率
個人	185	54.7%
団体	132	39.1%
団体と個人	21	6.2%
合計	338	100.0%

(3) 研修の有無

乳児家庭全戸訪問事業の研修については、事業を実施している市区町村の72.1%で行われていた。

表Ⅲ－7 乳児家庭全戸訪問事業の研修の有無（平成23年7月1日現在）

区分	市区町村数	比率
実施している	1078	72.1%
実施していない	418	27.9%
合計	1496	100.0%

4. 平成 22 年度の乳児家庭全戸訪問事業の実績（東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県及び福島県）の市町村は除く。）

(1) 対象家庭

平成 22 年度に乳児家庭全戸訪問事業を実施した市区町村（1,452 か所）¹⁾のうち、対象家庭を「生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭」²⁾としていた市区町村は、1,419 か所（97.7%）であった。「生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭」以外では、「訪問希望がある家庭」と限定した場合や「新生児訪問や未熟児訪問など他の事業で訪問した家庭を除いた家庭」を対象としていた。

「生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭」を対象としない理由（複数回答）としては、乳児健康診査や予防接種など他の機会により生後 4 か月までに家庭と接する機会があることなどがあげられていた。

表Ⅲ－8 平成 22 年度の乳児家庭全戸訪問事業の対象家庭

区分		市区町村数	比率
生後4か月までの乳児のいる全ての家庭		1419	97.7%
上 記 以 外		33	2.3%
（複数回答）	生後4か月までの乳児が第1子の家庭	7	/
	生後4か月までの乳児がいる家庭で訪問希望がある家庭	21	
	その他	19	
合計		1452	100.0%

表Ⅲ－9 対象家庭を「生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭」としていない理由（複数回答）

区分	市区町村数	比率
母子保健法の事業でカバーできる	9	27.3%
その他	9	27.3%
訪問者が足りない	6	18.2%
予防接種等の他の手段で生後4か月までに確認できる	6	18.2%
同意が得られない	6	18.2%
予算が足りない	4	12.1%

1) 平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日の間に事業を開始した市区町村が 44 か所であったため、「平成 23 年 7 月 1 日現在」の実施状況と数字が異なる。

2) 生後 4 か月を迎えるまでの間に健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できている家庭は除く。

(2) 訪問実績

① 訪問した家庭

平成 22 年度に乳児家庭全戸訪問事業で実際に訪問した家庭は、844,814 戸 850,028 人³⁾であり、対象家庭に対し全て訪問できた市区町村は 373 か所(25.7%)であった。対象家庭に対する訪問率は、全国で 89.2%であり、都道府県別で見ると、最も高い都道府県は 97%、最も低い都道府県は 76.1%であった。

新生児訪問と併せて実施⁴⁾した市区町村は、1,163 か所(80.1%)であった。

表Ⅲ-10 平成 22 年度の乳児家庭全戸訪問事業の対象者(家庭)への訪問の有無

区分	市区町村数	比率
対象者(家庭)の全てを訪問した	373	25.7%
対象者(家庭)の全てを訪問しなかった	1079	74.3%
合計	1452	100.0%

表Ⅲ-11 平成 22 年度の乳児家庭全戸訪問事業の訪問率

区分	比率	
全国	89.2%	
都道府県	最大	97%
	最小	76.1%

表Ⅲ-12 平成 22 年度に乳児家庭全戸訪問事業と新生児訪問と併せて実施した数

区分	市区町村数	比率
新生児訪問指導と併せて実施していない	289	19.9%
新生児訪問指導と併せて実施した	1163	80.1%
合計	1452	100.0%

³⁾ 人数のみで集計している市区町村の場合は、戸数を人数と同数で計上している。

⁴⁾ 母子保健法第 11 条に基づく訪問と併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。
(児童福祉法第 21 条の 10 の 2 第 2 項)

② 訪問できなかった家庭

ア) 訪問できなかった理由

平成 22 年度に乳児家庭全戸訪問事業の対象とするものの訪問できなかった理由（複数回答）としては、「里帰り等で生後 4 か月を迎えるまでに当該市町村の住居に子がいなかった」（75.3%）が最も多く、次いで「訪問の同意が得られなかった」（65.1%）、「転居していた」（51.5%）、「訪問していたが、不在であった」（46.1%）であった。「その他」（34.8%）の代表的なものは、「子どもが入院中」であった。

表Ⅲ－13 平成 22 年度に乳児家庭全戸訪問事業の対象であったが訪問できなかった理由（複数回答）

区分	市区町村数	比率
里帰り等で生後4か月を迎えるまで当該市町村の住居に子がいなかった	812	75.3%
訪問の同意が得られなかった	702	65.1%
転居していた	556	51.5%
訪問したが、不在であった	497	46.1%
既に家庭状況の把握ができていた	323	29.9%
その他	376	34.8%

イ) 訪問できなかつた家庭の状況把握

平成 22 年度に乳児家庭全戸訪問事業の対象であったものの訪問できなかつた家庭に対し、96.4%の市区町村で何らかの状況把握を行っていた。状況把握の機会としては、「乳児健康診査や予防接種等の保健事業の実施時」(89.9%)が多く、次いで「電話」(81.4%)であった。

表Ⅲ-14 平成 22 年度に乳児家庭全戸訪問事業の対象であったが訪問できなかつた家庭に対する状況把握

区分		市区町村数	比率
把握していない		39	3.6%
把握している		1040	96.4%
（複数回答）	電話	847	81.4%
	乳児健康診査や予防接種等の保健事業の実施時	935	89.9%
	医療機関からの情報提供	365	35.1%
	近隣住民からの情報提供	135	13.0%
	里帰り出産した自治体からの情報提供	457	43.9%
	その他	192	18.5%
合計		1079	100.0%

③ 主たる訪問者

平成 22 年度に乳児家庭全戸訪問事業を実施した際の主たる訪問者(複数回答)は、「保健師」(86.6%)が最も多く、次いで「助産師」(38.5%)、「母子保健推進員」(15.5%)、「看護師」(13.4%)であった。

表Ⅲ－15 平成 22 年度の乳児家庭全戸訪問事業の主たる訪問 (複数回答)

区分	市区町村数	比率
保健師	1260	86.8%
助産師	559	38.5%
母子保健推進員	225	15.5%
看護師	195	13.4%
保育士	114	7.9%
児童委員・民生委員	107	7.4%
その他	65	4.5%
子育て経験者	35	2.4%
愛育班員	12	0.8%

(3) 支援が必要とされた家庭

平成 22 年度に乳児家庭全戸訪問事業で実際に訪問した家庭のうち、何らかの支援が必要とされた家庭の比率は 10.3%であった。

何らかの支援が必要とされた家庭へのその後の対応で主たるもの（複数回答）は、「保健師の訪問」で対応した市区町村が多かった。訪問した家庭のうち、「養育支援訪問事業で対応した家庭」の比率は 2.5%であり、「要保護児童対策地域協議会で対応した家庭」の比率は 0.4%であった。

表Ⅲ－16 平成 22 年度に乳児家庭全戸訪問事業で訪問した家庭のうち、何らかの支援が必要とされた家庭

区分	比率
何らかの支援が必要とされた家庭	10.3%
養育支援訪問事業で対応した家庭	2.5%
要保護児童対策地域協議会で対応した家庭	0.4%

表Ⅲ－17 平成 22 年度に乳児家庭全戸訪問事業で訪問した家庭のうち、何らかの支援が必要とされた家庭に対する主たる対応（複数回答）

区分	市区町村数	比率
保健師の訪問	993	86.0%
養育支援訪問事業	594	51.5%
要保護児童対策地域協議会で支援	338	29.3%
自治体独自の子育て支援事業	262	22.7%
その他	221	19.2%
地域子育て支援拠点事業	211	18.3%
ファミリー・サポート・センター事業	181	15.7%
障害者自立支援法での事業	76	6.6%
家庭的保育事業	20	1.7%